

求職活動状況申告書

※就労予定の方は、この申告書ではなく就労証明書を提出してください。

現在の就職活動の状況を下記のとおり申告します。

子どもの施設等利用給付を希望する日(認可外保育施設を利用中の場合は、効力発生日)から3か月以内に就職し、就労証明書を福岡市長に提出いたします。

なお、幼児教育・保育の無償化の対象として施設の利用を開始した日から3か月以内に就労証明書を提出できない場合は、施設等利用給付認定を取り消され、幼児教育・保育の無償化の対象から除外されても異議を申し立てません。

1. 求職活動の状況 ※①～④にチェックをしてください。②～④は複数チェック可

- ① 現在、求職活動は行っていない。(認可外保育施設の利用開始後行う、現就労中の職場を退職した後に行う等)
- ② 就職説明会への参加や、就職情報誌等により行っている。(項目2へ)
- ③ 採用面接を受けた。(項目2へ)
- ④ ハローワークにて行っている。(項目2へ)

2. 求職活動内容の詳細

(②～④にチェックした場合は必ず記入してください。記入がない場合は給付認定できません。)

日付	紹介または面接を受けた会社等 電話番号	結果または求職活動の内容 (例)〇月〇日面接予定/不採用 等
9月10日	〇〇株式会社 092-〇〇〇-〇〇〇〇	ハローワークの求人票を見て面接に行ったが不採用となった。
9月12日	□□有限公司 092-□□□-〇〇〇〇	〇〇求人情報誌を見て応募した。10月5日に面接予定。
9月18日	△△就職説明会 —	インターネットを見て、就職説明会に参加した。
9月20日	◇◇株式会社 092-◇◇◇-〇〇〇〇	〇〇求人情報誌を見て面接に行ったが、不採用となった。
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		
月 日		

既に認定をお持ちの場合、保育要件は、
～2025年9月30日：就労
2025年10月1日～2025年12月31日：求職活動

※事実確認のため、求職活動を行った会社や事業所は

3. その他

就労先を退職し求職活動を開始する場合は、下記に退職(予定)日を記載してください。

2025年9月30日退職(予定)

※ 注意事項

認可外保育施設を利用中で、就労先を退職し求職活動を開始する場合の効力発生日は、「退職日の翌日」となります。

2025年9月25日

(あて先) 福岡市長

保護者住所

保護者氏名

児童氏名 博多 恵子

(生年月日) (2022年5月26日)

利用中または利用希望の施設名 (●●保育園)

求職活動を行う保護者自身
がご記入ください。

きょうだい児同時申込みの場合は、1名のみ記入